

5都市建企第284号  
令和5年6月16日

一般社団法人 東京都昇降機安全協議会  
理事長 田崎 輝夫 様

東京都都市整備局市街地建築部  
建築企画課長 上原 伸一  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の  
定期調査・検査報告制度の取扱いについて（通知）

平素より、東京都の建築行政に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

これまで、新型コロナウイルス感染症対策として、定期調査・検査報告の報告期限の猶予等の対応を行ってきましたが、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）における新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症に変更されことを受け、下記の通知を廃止することとしましたので、お知らせいたします。

記

- ・「新型コロナウイルス感染症対策における定期調査・検査の報告期限の猶予等の取扱いについて（依頼）」（令和2年3月25日 31都市建企第1393号）
- ・「新型コロナウイルス感染症対策における定期調査・定期検査の納品期限の猶予について（指示）」（令和2年4月24日 2都市建企第110号）
- ・「緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症予防に配慮した定期調査・検査業務の実施について（通知）」（令和3年3月26日 2都市建企第1585号）

【問合せ先】

東京都都市整備局市街地建築部建築企画課  
(設備担当) 川柳、前野  
電話 03-5388-3349